

長崎市監査公表第1号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年2月15日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

令和5年度

監 査 報 告

財務監査(工事監査)

〔後期〕

理 財 部
土 木 部
中央総合事務所
上下水道局事業部

長崎市監査委員

第1 監査の種類

財務監査(工事監査)

第2 監査の対象

理 財 部 (契約検査課、検査指導室)

土 木 部 (土木企画課、土木建設課、土木防災課)

中央総合事務所 (地域整備1課、地域整備2課)

上下水道局事業部 (水道建設課、給水課、浄水課 下水道建設課、下水道施設課)

今回の監査は、令和4年3月から令和5年2月までに発注したもののうち、次の工事10件と業務委託4件を抽出した。

工 事 (10 件)

	件 名	所 管 名
1	金比羅公園園路整備工事	土木建設課
2	市道琴海大平町27号線道路災害復旧工事	土木防災課
3	市道葉山線道路改良工事【余任】	地域整備1課
4	市道戸町41号線(車みち)道路改良工事	地域整備2課
5	遠見配水槽造成工事	水道建設課
6	丸尾町(径150・75耗)配水管布設工事	水道建設課
7	手熊浄水場(浄水施設)改良・耐震補強工事〔4期〕	浄水課
8	大黒町ほか雨水渠・污水管布設工事	下水道建設課
9	西部下水処理場9系水処理脱臭設備機械工事	下水道施設課
10	西部下水処理場No.2細目自動除塵機整備工事	下水道施設課

業務委託 (4 件)

	件 名	所 管 名
1	長崎市総合運動公園測量設計業務委託	土木企画課
2	端島炭坑跡護岸施設補強設計業務委託	土木建設課
3	東上蛸道地区急傾斜地崩壊対策地質調査及び測量設計業務委託	土木防災課
4	西山1号減圧槽設計業務委託	給水課

第3 監査の期間

令和5年9月1日から令和6年1月29日まで

第4 監査の着眼点

1 主な着眼点

- (1) 計 画 事前協議及び諸手続
- (2) 設 計 関係法令等の適用、設計基準等の運用、設計図書の作成
- (3) 積 算 積算基準の運用
- (4) 契 約 契約手続
- (5) 施 工 工事関係手続、施工管理、安全管理、書類管理、設計変更手続
- (6) 検 査 検査関係書類
- (7) 維持管理業務 保守点検関係書類
- (8) 委 託 業 務 委託業務関係書類

2 重点項目

- (1) 設計図書に適切な施工条件が明示されているか
- (2) 官公庁等への届出、登録、許可の手続は適切に行われているか
- (3) 下請契約等を適切に締結しているか
- (4) 現場の安全管理及び工程管理について、適切に行われているか

第5 監査の実施内容

設計図書等関係書類及び現場が、法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に執行されているか書類審査し、関係職員からの事情聴取及び現場実査を行った。

第6 監査の結果

長崎市監査基準に基づき監査を行った。

その結果、法令等に沿っておおむね適正に処理されていると認められたが、次のとおり留意すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

指 摘 事 項

上下水道局事業部

1 遠見配水槽造成工事

[水道建設課]

- (1) 土工事における掘削及び残土運搬の土量を誤って算出したことにより積算が過大となっていた。適正な設計を行われたい。

2 大黒町ほか雨水渠・汚水管布設工事

[下水道建設課]

- (1) 管路の埋戻・転圧を行う際に、設計図書に記載した1層の仕上がり厚20 cmでなく、30 cmで施工されていた。路床部は道路を走行する車体の重みを支えるもので重要であるため、適切な施工管理の指導を行われたい。

3 西部下水処理場 No. 2 細目自動除塵機整備工事

[下水道施設課]

- (1) 高所での作業に際し、基準を超える隙間、不完全な固定、手摺や巾木を未設置など転落防止措置が不十分な作業床を設置し、作業の際に要求性能墜落制止用器具を着用していなかった。適切な安全管理の指導を行われたい。